**令和４年度(2022年度)**

**山口県体育大会　ヨット競技（高校の部）**

**帆走指示書**

帆走指示書の規則での【DP】の表記は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会の裁量により、失格(DSQ)より軽減することができることを意味する。

1. 規則
   1. 「2021-2024セーリング規則」（以下「規則」という。）に定義された規則が適用される。ただし、これらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
   2. 競技規則42の違反に対しては、付則Pを適用する。
   3. 各クラス規則のセール番号及び艇体番号の同一性に関する条項は適用しない。
2. 競技者への通告

競技者への通告は、スポーツ交流村クラブハウス南側に設置された公式掲示板に掲示される。

　　　　ただし、プロテスト委員会からの通告については、下記QR codeの掲示板に掲示される。



1. 帆走指示書の変更

帆走指示書（以下、「指示」という。）の変更は、それが発効する当日の当該クラスの予告信号の60分前までに掲示する。ただし、レース日程の変更はそれが発効する前日の18時までに掲示し、参加校各代表者に大会本部より連絡する。

1. 陸上で発する信号
   1. 陸上で発せられる信号は、クラブハウス南側の信号柱に掲揚される。
   2. 音響1声とともに掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗掲揚後30分以降に発する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。」ことを意味する。D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。【DP】
   3. 指示5.1に示された個別のレースに対してAP旗は掲揚しない。予告信号予定時刻の30分前までにD旗が掲揚されない場合、そのスタートは時間の定めなく延期されている。
2. レースの日程
   1. レースの日程は次の通りとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月　日 | 時　刻 |  |
| 11月12日  (土) | 8:30〜  9:30〜 | 受付  ブリーフィング |
| 予告信号予定時刻 |  |
| 10:25 | 420クラス第１レース  レーザーラジアルクラス第１レース  （引き続きレースを行う） |
| 17:00 | 表彰式・閉会式 |

* 1. 昼食のための休憩時間は、陸上にて確保される。
  2. 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する5分以前に、音響1声とともにレース委員会信号艇にオレンジ旗を掲揚する。
  3. 本大会の最大のレース数は５レースとする。
  4. 15時30分より後には予告信号を発しない。
  5. 天候等その他事情により、競技日程の変更を行うことがある。

1. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　目 | クラス旗 |
| 420クラス | 青色で国際420クラスの記章を記した白色旗 |
| レーザーラジアルクラス | 赤色でレーザークラスの記章を記した緑色旗 |

1. コース
   1. 添付図に、通過すべきマークの順序及び各マークの通過する側を含むコースを示す。
   2. 予告信号以前に、レース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
2. マーク
   1. マーク1,マーク2S/2Pはオレンジ色の円筒形ブイとする。
   2. スタート・マークは、スタート・ラインのスターボートの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にあるピンク色の円錐ブイである。
   3. フィニッシュ・マークはスターボートの端にあるレース委員会信号艇とポートの端にある赤色球形ブイである。

8.4 指示10に従い、コースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、オレンジ色の三角錐ブイを使用する。

1. スタート
   1. レースは、規則26を用いてスタートさせる。ただし、規則30.1、30.2は用いない。
   2. スタート・ラインは、レース委員会信号艇上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、スタート・マークのコース側との間とする。
   3. スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった（DNS）」と記録される。この項は、規則A4を変更している。
   4. ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも第1代表旗を揚げる場合がある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会が行う第1代表旗の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は降下の1分後に発する。」の意味は持たないものとし、また、音響信号の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号及び規則29.2を変更している。
2. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は元のマーク（またはフィニッシュ・ライン）を新しい位置に移動する。なお、レグの長さの変更を示す「＋」「−」の掲示は行わない。これは、規則33(b)を変更している。

1. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

1. タイム・リミットとターゲット・タイム
   1. 規則29.1及び30.3、30.4に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは規則35、付則A4、A5を変更している。
   2. 各クラスのタイム・リミットとターゲット・タイムは、次の通りとする。ただし、この時間どおりにならなくても救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| クラス | レース  タイム・リミット | マーク1  タイム・リミット | ターゲット・タイム |
| ４２０クラス | 50分 | 20分 | 25分 |
| レーザーラジアルクラス | 50分 | 20分 | 30分 |

* 1. スタート信号後にレースを中止する場合、その旨を競技艇に知らせるため、レース委員会の信号以外のレース委員会艇にも、N、N＋AあるいはN＋H旗を掲揚する場合がある。但し、信号艇以外の当該レース委員会艇が行うN旗の降下については、レース信号「予告信号は降下の1分後に発する。」の意味は持たないものとし、また音響の無声も無視されるものとする。これは、レース信号及び規則32.1を変更している。

1. 抗議と救済の要求
   1. 抗議及び救済又は審問再開の要求は、適切な時間内にWEBフォームにて提出されなければならない。WEBフォームのURLはQR codeの掲示板にて通知される。ただし、WEBフォームにて提出することが困難な場合には、プロテスト委員会事務局に持参して提出することができる。審問要求の様式は、プロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求及び審問再開は、プロテスト委員会事務局で入手できる用紙に記入の上、適切な抗議時間内にプロテスト委員会事務局に提出しなければならない。
   2. 抗議締切時間は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が本日はこれ以上レースを行わないと信号を発した後、どちらか遅い方の60分後とし、その時刻は公式掲示板に掲示される。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
   3. 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に審問のことを知らせるため、および審問が行われる場所を知らせるため、通告するため、抗議締切時刻後30分以内に通告が掲示される。
   4. レース委員会、またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則61.1(b)に基づき伝えるため掲示する。
   5. 付則Pに基づき規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。
   6. プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された者への通告は、抗議締切時刻後30分以内に掲示する。
   7. 規則66に基づく審問再開の要求は、判決を通告されてから15分以内に提出されなければならない。これは規則66を変更している。
   8. プロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から30分以内に提出されなければならない。これは規則62.2を変更している。
   9. 指示9.3、17の違反は艇による抗議の根拠にはならない。これは規則60.1(a)を変更している。
2. 得点
   1. フィニッシュ順位第1位の得点を0点として記録し、その他の艇には低得点方式に従った得点を記録する。
   2. 本大会は、各クラス5レースが予定され、それぞれ1レースの完了をもって成立する。
   3. 5レース完了した場合、艇のシリーズ得点は最も悪いレース得点を除外した得点の合計とする。

14.4 各レースの得点は、それぞれのクラスの参加艇数と順位を用いて決定される。

14.5 参加艇数とは、当該種目に参加が認められた艇の数とする。

14.6 指示15の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしにPTPと記録し、確定順位+3点の得点を与える。ただし、当該種目参加艇数+1点を上回らない。これは規則63.1及び付則A4およびA5を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示15.1の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示15.2および15.4の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

14.7提示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇はレース委員会事務局に用意されている得点照会要請書に所定の事項を記入して訂正を要請しなければならない

15　申告

15.1出艇申告は署名方式で行う。署名用紙は、公式掲示板横の「レース申告受付所」に用意される。

出艇しようとする艇の艇長は、その日の9：30からD旗が掲揚された10分後までに署名用紙

に署名しなければならない。 参加登録した艇で、当日は出艇しない艇の艇長またはその代理人

は、出艇申告受付時間内に「レース申告受付所」で出艇申告の取り消しを申告しなければならない。

15.2帰着申告は艇長（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人）の署名をもっておこなう。帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに、「レース申告受付所」に用意される署名用紙に署名しなければならない。帰着申告締切時刻は、それぞれのクラスに対して、その日の最終レースが終了した後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。

15.3レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。また、中止または延期されたレースが再開される場合、出艇前に再度出艇申告を行わなければならない。

15.4リタイアしようとする艇及び引き続きおこなわれるレースに出走しない艇は、リタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない当該艇の艇長（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人）は、指示15.2の帰着申告をおこなったうえリタイア報告書を「レース申告受付所」に提出しなければならない。やむを得ずレース委員会艇にその旨を伝えることができなかった場合は、リタイア報告書にその理由を記入しなければならない。

16　乗員の交代

乗員の交代は、出艇申告の受付時間内に「レース申告受付所」にてレース委員会にその旨を申告しなければならない。海上において交代した場合は、指示15.2の帰着申告をおこなった上、「レース申告受付所」にて同様の申告をしなければならない。

17　安全規定

17.1艇の乗員は、離岸して着岸するまでの間、有効な浮力を有する個人浮揚用具（ライフジャケッ

ト：自分の体重を支えるために十分な浮力があるもの）を着用しなければならない。ただし、衣類の脱着に関わる短時間の場合には、この限りではない。この項は、規則第4章前文を変更している。【DP】

17.2レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。【DP】

17.3レース委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告及び強制的に

救助をおこなうことができる。これは救済の根拠にはならない。これは規則62.1(a)を変更して

いる。

17.4艇は自らの安全のためにマスト・トップに浮力体をつけることができる。

18　装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。交換要請は、最初の妥当な機会にレース委員会におこなわなければならない。

19　無線通信

　　　　緊急の場合を除き、レース中の艇は音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

20　ごみの処分

ごみは、大会運営艇に渡してもよい。

21　賞

男女別の４２０クラス、レーザーラジアルクラスの1位～3位に賞状を授与する。

22　責任の否認

競技者は、自分自身の責任で参加する。（規則4「レースをすることの決定」参照）。主催団体は、大会前後、大会中に生じた物的損傷または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

23　規則違反によって生じた損害の補償

　主催団体は、規則等に違反した競技に関わる艇のオーナーまたは艇長に対して、その規則違反等によって生じた全ての損害の補償を命じることができる。なお、その損害の補償に関しては、レース委員会の査定に従うものとする。

【添付図】**コース図**

S-1-2S/2P-1-2P-F

風向

1マーク

2Sマーク

2Pマーク

ｃｖ

ｃｖ

スタート

フィニッシュ